



八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立東浅川小学校

校長名 福岡 大作 公印



令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

予測困難な未来社会をより良く生きていくためには、子どもたち自らの個性や能力を伸ばし、さまざまな困難を乗り越え、主体的に人生を切り拓いていくことができる力を育てていくことが重要である。人権意識を基盤にした確かな思いやり、自ら成長できる底力、よく考えて正しく判断し行動することができる社会性、自らがより良く社会に働きかける能動的な実践力、そして変化の激しい時代においても自分らしく幸せに生きるためのウェルビーイングの育成をめざす。この基本姿勢に則り、学校像と児童像を以下のとおり掲げる。

- <めざす学校像> 楽しく、前向きに自己実現に取り組む学校
<めざす児童像> ○ すすんで学びます
◎ 心を磨きます（今年度の重点目標）
○ 体を鍛えます

(2) 特別支援学級の教育目標

特別支援学級として、児童の実態を基に、次のめざす児童像を設定する。

- 学習課題に意欲的に取り組みます
○お互いを思いやり、仲良く助け合います
○健康に気を付け、やるべきことをきちんと取り組みます

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ①児童の実態に応じた教材・教具を作成するとともに、体験的な学習活動を工夫することにより児童の学習意欲を高め、学力を向上させる。
②体験を積み重ね、繰り返し学習することで、児童が見通しをもって活動できるようにし、自主的・自発的な学習を促進する。

○イ 確かな心の育成

- ①互いに協力して生活する中で思いやりや感謝の気持ちを培い、心豊かな人間の育成をめざす。
②通常の学級の教員と連携しながら交流及び共同学習を進め、児童一人ひとりの能力に応じた学習ができるようにするために、全校の児童・教職員・保護者に対し特別支援教育の理解啓発を図る。

ウ 健やかな体の育成

- ①健康な心身の発達を図るために、学校生活支援シート（個別教育支援計画）や個別指導計画に基づいて、児童一人ひとりの能力や発達段階、障害の状態や特性に応じた指導を行う。
②日常生活に必要とされる基本的な生活習慣を身に付ける指導を行う。

エ 不登校児童への支援

不登校児童に対して定期的な家庭訪問や保護者の相談体制の整備、専門機関等との連携を積極的に推進する。「つながるプラン」に基づき、全教職員が情報を共有しながら不登校児童の社会的自立をめざす。

オ いじめ防止等の取組

支持的な風土の集団づくりを行い、児童一人ひとりの個性が生きる学級を醸成する。併せていじめの未然防止に取り組むとともに、いじめ等の早期発見、早期対応及び適切な事後指導を行う。

カ 小中一貫教育のさらなる充実【陵南中学校グループ（東浅川小）】

陵南中学校グループ（東浅川小学校）は、「自己のよさを知り、それを活かす人」の育成を共通目標に掲げ、「地域に貢献し、活躍できる児童・生徒」という「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」の実現に向け、年3回の教職員合同研修による指導方法の共有や、児童・生徒の多面的な交流体験活動、および発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進することで、小中学校間の相互理解と学びの連続性を確保し、一人ひとりにとって充実した義務教育の実現を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科 (外国語活動を含む)

- ①児童の特性に応じた支援を行い、認知特性や個に応じた指導の工夫改善を図り、日常生活に活用できる最低限身に付けるべき基礎的・基本的内容の定着に努める。
- ②各教科等の授業では、1人1台の学習用端末を用いた授業支援ツールを活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざすとともに、基本的な知識の定着を図る。
- ③主体的・対話的で深い学びを積み重ねるために、ICTを効果的に活用して、児童が見通しのもてる課題を提示し、自分の考えをすすんで伝えられる力を身に付けさせる。
- ④学習のねらいの明確化と解決に向かう過程及び振り返りを重視し、学習内容の確実な定着と理解の深化をめざして、分かる・できる喜びや次の学びに向かう意欲を育成する。
- ⑤さまざまな英語教材を活用し、身近な事柄を英語で表現することに慣れ親しむことで、英語によるコミュニケーションの楽しさを味わいながら、基礎となる資質・能力の育成を推進する。

イ 総合的な学習の時間

- ①身近な郷土の歴史や文化、日本遺産である高尾山を含め自然を活かした探究活動を行う。外部講師による授業(第3学年「糸繰り体験」他)や「桑都八王子かるたの活用」など、多様な学びの場を設定し、より地域への愛着を深める。
- ②体験的な活動、問題解決的な学習を通して、自分のしたいことやできることが分かり、すすんで課題に取り組もうとする態度を育成する。
- ③学校図書館や1人1台の学習用端末を有効に活用する力を身に付け、主体的に学習に向かう意識、生涯に渡って学ぶ楽しさや意欲、学びの実践力などを育成する。

ウ 特別活動

- ①学級での係や当番活動を通して、友だちと協力して仕事をする態度を育成するとともに集団の一員としての自覚を深める。
- ②クラブ活動、委員会活動、集会、縦割り班活動、集団宿泊的行事に参加し、通常の学級の児童との交流を通し、集団への所属感や連帯感を深める。
- ③入学式や卒業式、運動会、音楽会、移動教室、遠足など、さまざまな行事を通して、学校の一員としての所属意識を高めて、望ましい集団生活へ参画する意識を見に付けさせる。

エ 自立活動

- ①一人ひとりの障害・発達状況を十分把握し、個別指導計画・学校生活支援シートを作成し活用する。
- ②児童のさまざまな困難を改善、克服しようとする意欲が高まるように、一人ひとりの個性や能力、発達段階や障害の状態に応じた指導計画を作成し、言語及び手・足等の巧緻性や身体感覚諸機能を高める指導を行う。
- ③学級活動や生活単元学習等でソーシャルスキルトレーニングや様々なゲームなどを行うことを通し、心理的な安定やコミュニケーション能力を高め、対人関係や社会に関わる力の基礎を培う。校外学習や集団宿泊的行事等を通して公共心や礼儀作法を身に付け、日常生活に活かせるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別業に基づき、全教育活動を通して、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

イ 特別の教科 道徳においては、[生命の尊さ]を重点内容項目とし、自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、他者の考えを認め理解しながら自分の考えをもつことで、自己のより良い生き方についての自覚を深める。

ウ 道徳授業地区公開講座では、[多様性の理解・尊重]を主題とした授業を公開し、家庭・地域と連携しながら命を大切にすることの理解を深める道徳教育を推進する。

(3) キャリア教育

ア 児童の発達段階・障害特性・能力の実態をふまえ、社会的自立に向けて、主に各教科等を合わせた指導や特別活動を中心に、自己決定する力や自立へ向けての技能を育み、生きがいや楽しみをもって生活を送る心を培う。また、体験学習の中で職業に関する学習を行い、働くことの大切さや職業への憧れの気持ちを育む。

イ 保護者、中学校、都立特別支援学校等との連携を密にし、学校生活支援シートに基づき、『はちおうじっ子キャリア・パスポート』の作成と自分を振り返ったり、評価したりするなどの活用等を通して、児童の状況を適切に引き継いだり、進路相談にあたったりする。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①児童の実態に応じた生活のきまりの改善に取り組むことで、全ての学校生活を通して、礼儀やマナーを身に付けさせ、すすんであいさつできるようにする。
- ②自己の身を守るために必要な知識や行動を身に付けるため、地域安全マップの作成や、薬物乱用防止教室、セーフティ教室、自転車安全教室等に取り組む。
- ③児童が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引きを活用し、地域の協力や保護者の理解を得ながら児童の発達段階を考慮した指導内容を、各教科等の年間指導計画に位置付けて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ①毎月の生活アンケートや見守りシート等を活用して、「いじめの兆候」や「相談相手がいない児童」を迅速に把握するとともに、週1回以上の「学校いじめ対策委員会」による情報共有と記録に基づき、組織的対応を行うことで、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- ②6月に設定した「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、校長が「いのち」についての講話を全児童に行う。また、「いじめ防止」に対するスローガンを各学級で決め、そのスローガンを実行するために具体的な行動規範を児童一人ひとりが設定する。
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、いじめや不登校に関する情報を積極的に発信すると共に、全学年において「SOSの出し方についての授業」を行い、児童が安心して相談できる体制を整える。

ウ 不登校児童への支援等

- ①不登校児童に対して、登校支援コーディネーターを中心にスクールソーシャルワーカーとの対応を強化し、定期的な家庭訪問や保護者からの相談体制の整備、専門機関等との連携を積極的に推進する。
- ②個票システムを運用して、全教職員が情報を共有して、不登校児童の社会的自立をめざす。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

児童の実態に応じて、「はちおうじっ子ミニマム」等を発達段階に合わせて活用し、基礎的・基本的な学習の定着を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ①通常の学級との交流及び共同学習（教科等の学習・給食・校外学習など）を進める中で、児童一人ひとりの能力に応じた学習ができるようにする。
- ②保護者、中学校、都立特別支援学校等との連携を密にし、学校生活支援シートに基づき、児童の状況を適切に引き継いだり、進路相談にあたりたりする。
- ③陵南中学校7組や都立特別支援学校との交流や参観、情報交換をすることで、継続性のある指導を行う。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 陵南中学校グループ（陵南中、東浅川小）

- （取組1）中学校への円滑な移行に向けて、中学校の授業体験や各学期に1週間、小中合同のあいさつ運動を行ったりする。

（取組2）中学校への円滑な移行に向けて、1人1台の学習用端末の活用方法を共有する。

（取組3）小中一貫教育の日は、生活指導や特別支援、ICTの活用などについて担当者同士で協議し、実践を積み重ねていく。また、児童・生徒の諸情報を共有し、連携して対応策を検討する。

（取組4）「地域の子どもは地域で育てる」意識を中学校と共有するために、青少年対策地区委員会主催のクリーン活動やあいさつ運動、防災体験等に参加する機会を設ける。

ウ その他

- ①障害の重複化・多様化に応じ、種々の研修、研究活動に積極的に取り組み、児童の適切な実態把握に基づいた分かりやすい授業、一人ひとりの発達段階に応じた指導を行う。
- ②児童の発達段階・障害特性・能力の実態をふまえ、「情報活用能力系統表」を活用しながら、1人1台の学習用端末を個々の児童が段階的・日常的に活用することで、主体的に学習に向かう意識、生涯に渡って学ぶ楽しさや意欲、学びの実践力などを育成する。
- ③保・幼・小連携では、「架け橋カリキュラム」を活用することで、第1学年児童が、主体的に自己を発揮し、学校生活を安心して送ることができるようにする。
- ④学校運営協議会と連携しながら、生命の安全授業や福祉体験等の取組を継続して行う。
- ⑤青少年対策地区委員会主催の諸活動を、Home&Schoolにて具体的に児童・保護者に配信することで、積極的に参加する機会を設ける。朝会などで地域の活動などに参加した児童を評価していく。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		17	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	17	204
2		18	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	17	205
3		18	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	17	205
4		18	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	17	205
5		18	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	18	206
6		18	18	22	17	2	19	22	18	19	16	17	17	205
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年 1学期始業式に参加しないため 1日減 ・第1学年から第4学年 卒業式に参加しないため 1日減 ・第6学年 修了式に参加しないため 1日減 ・夏季休業日 7月25日(土)から8月27日(木)までとする。 ・都民の日 10月1日(水)は、授業日とする。 													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	0	0	0	0	0	0
	社会			0	0	0	0
	算数	0	0	0	0	0	0
	理科			0	0	0	0
	生活	0	0				
	音楽	0	0	0	0	0	0
	図画工作	0	0	0	0	0	0
	家庭					0	0
	体育	0	0	0	0	0	0
	外国語					0	0
行う特別支援学校のある児童に対する教育を	生活	健康、係活動、きまり、集団参加、自然や生き物、地域等	0	0	0	0	0
	国語	意思の伝達、応答、発音、物の名前、文字の読み書き、物語の読み聞かせ、読書等	170	210	210	210	210
	算数	数、量、形などの基礎概念、位置の把握、弁別、四則計算、金銭、時計等	117	120	120	140	140
	音楽	音遊び、リズム遊び、歌唱、合奏等	68	70	70	70	70
	図画工作	描画、粘土、版画、工作、木工作、陶芸等	68	70	70	70	70
	体育	集団行動、基礎的な運動、持久走、水泳、体育用具を使った運動、固定遊具	121	125	125	125	125
小計		544	595	595	615	615	615

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	生命の尊さ、善悪の判断、自律、自由と責任、規則の尊重、友情、伝統と文化の尊重、よりよい学校生活、家族愛、感謝など		34	35	35	35	35	35
外国語活動	英語の特徴等に関する事項、情報を整理しながら考えを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項、言語活動及び言語の働きに関する事項				35	35	35	35
総合的な学習の時間	地域の自然や文化、近隣の施設の役割を調べたり、地域の活動に参加したりし、自分と地域のつながりを学ぶ。社会資源や様々な仕事を調べ体験する				35(10)	35(10)	40(10)	40(10)
特別活動	集団生活での役割を担う 学級会、係活動等 集団の一員であることの自覚		34	35	35	35	35	35
自立活動	身体の動き、コミュニケーション能力を高める活動、心理的な安定		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	140(10)	140(10)	145(10)	145(10)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	衣服の着脱、排泄、手洗いなどの基本的な生活習慣の育成 挨拶、予定の見通し、体力作り食事、係活動、清掃活動		136	140	140	105	105	105
遊びの指導			0	0				
生活単元学習	行事へ向けての学習、外国語活動、調理等具体的生活経験の中から題材や課題を選び、将来社会生活に必要な内容を含む		102	105	105	155	150	150
小 計			238	245	245	260	255	255

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年間総授業時数	850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)
備考	ア 1単位時間 ・1単位時間は45分間とする。 イ 特別活動 (児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動) ・クラブ活動は、1回60分を12回実施する。 ウ その他 (長期休業中に位置付ける学習内容) ・第3、4、5、6学年は、総合的な学習の時間を10時間設定する。 (地域探検にでかけよう、八王子の伝統や祭り、川の学習について、日光について)					